

委員会提出議案第2号

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年6月28日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 辻本 勉

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則

橋本市議会会議規則(平成18年橋本市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)</u> を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)</u> が署名又は記名押印しなければならない。 2～4 略</p>	<p>(請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u> を記載し、<u>請願者が押印を</u>しなければならない。 2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。